

市町村整備計画(仮称)「かごしま市保育所等整備計画」の骨子(案)について

1 保育提供区域の設定について

「第二次かごしま市保育計画」における区域の設定にあたっては、「待機児童調べ」の地域区分の考え方や、地理的条件・生活圈域等を考慮し、市町村整備計画「かごしま市保育所等整備計画(仮称)」の作成にあたっては、保育提供区域について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めることとされており、また、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならないとされている。

このため、市町村整備計画における保育提供区域の設定にあたっては、第五次鹿児島市総合計画(計画期間:平成24年度～33年度)の地域別計画による、行政所管区域を基本に市域を大きく9地域に区分し、うち2地域(中央地域、谷山地域)は、地域等の自然条件、交通、都市機能の集積等の諸条件を踏まえ、さらに7地域に区分し、市域全域で14地域としており、この計画と同一の地域を保育提供区域とする。

2 保育提供区域について

第二次かごしま市保育計画

地域名
①吉野地域
②坂元・上町地域
③城南地域
④城西地域
⑤武・田上地域
⑥荒田・鴨池・郡元地域
⑦宇宿・紫原地域
⑧伊敷地域
⑨谷山(北部)地域
⑩谷山(南部)地域
⑪吉田地域
⑫松元地域
⑬桜島地域
⑭郡山地域
⑮喜入地域

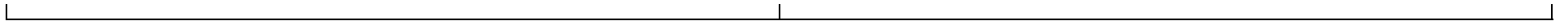


かごしま市保育所等整備計画(仮称)

地域名	構成地域及び町名等
①中央地域	城南(城山、天保山除く)の全部、坂元・上町(名山のみ)、荒田・鴨池・郡元(中央、上之園及び上荒田のみ)
②上町地域	城南(城山のみ)、坂元・上町(名山除く)の全部、伊敷(玉里団地及び若葉のみ)、吉野(磯、花倉、三船及び竜ヶ水及び平松のみ)
③鴨池地域	城南(天保山のみ)、荒田・鴨池・郡元(中央、上之園及び上荒田除く)の全部、宇宿・紫原(紫原7丁目及び向陽1丁目除く)の全部、武・田上(唐湊3・4丁目のみ)
④城西地域	城西地域の全部、伊敷(城山、新照院、草牟田及び玉里のみ)
⑤武・田上地域	武・田上(唐湊3・4丁目除く)の全部、宇宿・紫原(紫原7丁目及び向陽1丁目のみ)、
⑥谷山北部地域	第二次かごしま市保育計画の谷山(北部)地域と同じ
⑦谷山地域	第二次かごしま市保育計画の谷山(南部)地域と同じ
⑧伊敷地域	伊敷(玉里団地、若葉、城山、新照院、草牟田及び玉里除く)の全部
⑨吉野地域	吉野(磯、花倉、三船及び竜ヶ水及び平松除く)の全部
⑩桜島地域	第二次かごしま市保育計画の桜島地域と同じ
⑪吉田地域	第二次かごしま市保育計画の吉田地域と同じ
⑫喜入地域	第二次かごしま市保育計画の喜入地域と同じ
⑬松元地域	第二次かごしま市保育計画の松元地域と同じ
⑭郡山地域	第二次かごしま市保育計画の郡山地域と同じ

3 計画内容の比較

第二次かごしま市保育計画(平成21年10月策定)	かごしま市保育所等整備計画(仮称)
<p>1 計画策定の趣旨等</p> <p>(1)計画策定の背景及び趣旨</p> <p>(2)計画の期間</p>	<p>1 計画策定の趣旨等</p> <p>(1)計画策定の背景及び趣旨</p> <p>(2)計画の期間</p>
<p>2 本市の現状</p> <p>(1)待機児童の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移(H17~H21) ・年間の入所児童数・待機児童数等の推移(平成20年度) ・年齢別待機児童数(平成21年4月1日現) ・待機児童の分類(平成21年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ア 入所申込の理由 イ 待機児童の居場所 ウ 希望する保育所を選んだ理由 <p>(2)就学前児童の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の推移(H17~H21) 	<p>2 本市の現状</p> <p>(1)待機児童の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移(H22~H26) ・年間の入所児童数・待機児童数等の推移(平成25年度) ・年齢別待機児童数(平成26年4月1日現) ・待機児童の分類(平成26年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ア 入所申込の理由 イ 待機児童の居場所 ウ 希望する保育所を選んだ理由 <p>(2)就学前児童の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の推移(H22~H26)
<p>3 整備方針と目標値</p> <p>(1)整備方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ①待機児童の多い地域を重点的に、保育所の整備を進めます。 ②年度当初で入所希望者全員(要保育児童数)が定員内で入所できる枠を確保します。 <p>(2)地域別目標値・・・15地域(表)</p> <p>(3)待機児童解消の取組み</p> <p>〈1〉待機児童解消策</p> <ol style="list-style-type: none"> ①既存保育所(法人)による定員増 ②既存保育所(法人)による分園設置及び第二保育園整備 ③認定こども園による保育の実施 ④新規参入法人等による保育の実施 ⑤認可外保育施設の認可化 <p>[各施策ごとの定員拡大計画]</p> <p>〈2〉保育サービスの充実</p> <ol style="list-style-type: none"> ①延長保育 ②一時預かり ③休日保育 ④障害児保育 ⑤特定保育 	<p>3 整備方針と目標値</p> <p>(1)整備方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保育需要の多い地域を重点的に、保育所等の整備を進めます。 ②年度当初で入所希望者全員(要保育児童数)が定員内で入所できる枠を確保します。 <p>(2)地域別目標値・・・14地域(表)</p> <p>(3)待機児童解消の取組み</p> <p>〈1〉待機児童解消策</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新設保育所の整備 ②既存保育所による定員増 ③既存保育所による分園設置 ④幼保連携型認定こども園の整備 ⑤幼保連携型認定こども園による定員増 <p>[各施策ごとの定員拡大計画]</p> <p>〈2〉保育サービスの充実</p> <ol style="list-style-type: none"> ①延長保育 ②一時預かり ③休日保育 ④障害児保育 ⑤特定保育



【参 考】

旧児童福祉法	改正児童福祉法
<p>第56条の8 保育の実施への需要が増大している市町村(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。)は、保育の実施の事業及び主務令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p> <p>② 特定市町村は、前項の計画(以下「市町村保育計画」という。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>③ 特定市町村は、市町村保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>④ 特定市町村は、おおむね1年に1回、市町村保育計画に定められた事業の実施を公表するよう努めるものとする。</p> <p>⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。</p>	<p>第56条の4の2 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園(次項第1号及び第2号並びに次条第2項において「保育所等」という。)の整備に関する計画(以下「市町村整備計画」という。)を作成することができる。</p> <p>② 市町村は整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育提供区域(市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ)ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間 2 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項 3 その他厚生労働省令で定める事項 <p>③ 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。</p>

